

Korean Tax Update

May 2021, Issue 83

[租税ニュース]

「K-半導体戦略」のうち、税制支援の内容（企画財政部）

政府は韓国の半導体産業が世界最高の競争力に基づいてグローバル供給網競争を主導できるように企業の核心戦略技術の R&D 及び施設投資に対して現行の新成長・源泉技術投資より控除率を大幅に拡大すると発表した。同税制支援内容が盛り込まれた租税特例制限法の改正案は今年の税法改正案に含めて9月の定期国会に提出される予定であり、核心戦略技術の具体的な範囲は関係部処（省庁）、関連業界・専門家等の意見収集の手続きを経て選定する計画である。

2020 年帰属譲渡所得税の確定申告・納付、5 月 31 日まで（国税庁）

5月は譲渡所得税確定申告・納付月で、2020年に不動産、株式等、譲渡所得税累進税率対象資産を2回以上譲渡し、所得金額を合算申告しなかったか、国外株式及びデリバティブ取引で譲渡所得（国内・国外損益通算）が発生した納税者は5月31日（月）までに確定申告・納付しなければならない。参考までに、今年の申告案内対象人員は5万5千名（不動産2万名、国内株式2千名、国外株式2万6千名、デリバティブ7千名）で前年度の案内対象（3万7千名）に比べて49%増加した。

[判例]

ベトナム所在の固定事業場が欠損である場合、納付した外国人契約者税等の利潤税が外国納付税額控除対象に該当するかどうか（国勝）

最高裁判所 2021.3.25.宣告 2020 ドウ 56223 判決（審理不続行）

- 旧、法人税法第57条第1項は“①内国法人の各事業年度の課税標準に国外源泉所得が含まれている場合、②その国外源泉所得に対して大統領令が定める外国法人税額を納付したか、納付する事項がある時に外国納付税額控除の適用を受けることができる”と定めているため、外国納付税額控除の対象となるためには上記の①、②の要件を全部具備しなければならない。まず、①の要件に関連して、旧、法人税法は第14条第1項に“所得”に関する規定を定めており、第2項に“内国法人の各事業年度の欠損金はその事業年度に属する損金の総額がその事業年度に属する益金の総額を超過する場合にその超過する金額とする”と規定して所

得と欠損金を厳密に区分しているため、国外源泉所得金額が負数となる場合は“欠損金”に該当するだけであり、課税の対象である“所得”に該当すると見ることはできない。次に、②の要件に関連して、たとえ内国法人の各事業年度の課税標準に国外源泉所得が含まれていたとしても、旧、法人税法上、ベトナムに源泉を置いた所得がないことが明白であるため、同事件の外国人契約者税額をベトナムの国外源泉所得に対して納付したものと見ることができない点等から、同事件の外国人契約者税額は旧法人税法第57条第1項に定められた“その国外源泉所得に対して納付した外国法人税額”に該当しないため、これを外国納付税額控除の対象とすることはできない。要するに、同事件の外国人契約者税額は旧法人税法第57条第1項に定められた外国納付税額控除の対象には該当しない。

旧所得税法施行令（2017.2.3.大統領令第 27829 号に改正される前のもの）第 167 条第 6 項が個人の譲渡所得に関する所得税法上の不当行為計算否認規定での時価を法人税法上の不当行為計算否認規定での時価と一致させる規定であるかどうか（国勝）

最高裁判所 2021.5.7.宣告 2016 ドウ 63439 判決

- 旧所得税法施行令（2017.2.3.大統領令第27829号に改正される前のもの）第167条第6項本文（以下、“同事件の施行令条項”）は特殊関係にある個人と法人の間の株式等の財産譲渡において“その対価が法人税法施行令第89条で定めた時価に該当する”ことを前提として当該法人の取引に対して不当行為計算否認に関する法人税法第52条が適用されない場合、その相手方である個人に対しても譲渡所得の不当行為計算否認に関する所得税法第101条第1項を適用せず、同事件の施行令条項を個人と法人に適用される時価を法人税法上の時価と一致させる規定と見ることはできない。しかし、旧法人税法施行令（2021.2.17.大統領令第31443号に改正される前のもの）第89条第1項は法人税法第52条第2項を適用すると、株券上場法人が発行した株式を韓国取引所で取引した場合、当該株式の時価はその取引日の終値にするため、個人が韓国取引所で特殊関係にある法人に上場株式を譲渡した場合は上記の条項が定める時価である当該取引日の終値で譲渡した場合に限って同事件の施行令条項により個人に譲渡所得の不当行為計算否認規定が適用されないようにするものである。そのため、原告が同事件の株式を法人税法上の時価で譲渡していない以上、同事件譲渡には同事件の施行令条項を適用することができないため、旧所得税法施行令第167条第5項、旧相贈税法第60条第1項後文、第63条第1項第1号及び第3項により“譲渡日の以前・以降の各2ヶ月間に公表された毎日の終値平均額に筆頭株主等の割増率20%を加算した金額”を同事件株式の時価と見て原告に対する不当行為計算否認如何を判断し、その所得金額を計算しなければならない。同じ趣旨から、原審が同事件の処分が適法であると判断したのは上述の規定及び法理に従ったもので、正当である。

[審判例]

建築物の増築工事として設置したがやむを得ない事由により撤去したブリッジに所要された工事費用を増築建築物の取得価格に含むことができるかどうか（更正）

租審 2020 ジ 1432、2021.4.12.

- “取得価格”には、それが取得対象ではない物件や権利に関するもので、当該物件そのものの価格と見ることができないのであれば、課税対象物件の取得のために当該物件の取得時期以前にその支払原因が発生、また

は確定されたものであっても、これを当該物件の取得価格に含まれると見て取得税課税標準とすることができないと言える（最高裁判所1995ヌ4155）ため、争点工事費は請求法人が第2棟の建築物を増築する過程で第1棟の建築物と上層部をつなげる従来のブリッジを設置したが、測量等のためにやむを得ず撤去したもので、第2棟の建築物の効用を増進させたと見ることができない点、従来ブリッジの設置に関連する工事費用等の争点工事費には材料費及び労務費等の純粋工事原価のみが含まれるが、新築ブリッジの設置に関連する工事費用にも材料費及び労務費等、純粋工事原価が重複支出され、このような内容を反映して変更下請契約を締結した点等から見て処分庁が請求法人に同件取得税等を賦課して争点工事費をその課税標準に含めたことは正しくないと判断される。

退職金中間精算後の現実的な退職（年俸制度への転換）時に、勤続年数から当該中間精算対象期間（争点期間）を除外して退職金限度を再計算して、同減額分に対して請求法人に源泉徴収分勤労所得税を更正・告知した処分の当否（取消）

租審 2020 ジュン 8018、2021.4.14.

- 退職金中間精算金（争点金額）は現実的な退職により支払われたものではなく（争点金額支払当時の請求法人の定款に退職金を支払うためには株主総会の議決を経るように定められているが、これを経たという証憑がない）「法人税法施行令」第44条第2項により現実的な退職と見る事由により支払われたものではないことを勘案すると、これは同法施行規則第22条第2項により業務に関連のない仮払金と見るべきである点、法人が代表取締役現に現実的な退職ではなく、任意の退職金中間精算により法人資金を流出することに対しては業務に関連のない仮払金に対する税法上更正（その相当額の損金不算入、認定利息の益金算入等）をすべきものであり、その流出資金を退職金と見て退職金限度超過額の再計算を行うことは税法解釈上無理があるように見られる点等に照らし合わせ、争点金額は業務に関連のない仮払金に該当するため、現実的な退職とみなす事由に該当する争点退職金の支払の時にその相当額及び認定利息相当額を益金算入して法人税を更正することは別としても、処分庁が争点金額を退職金とみなして争点期間を除外して争点退職金の退職金限度額を再計算して請求法人にその限度超過額相当の法人税を賦課した同件処分は正しくないと判断される。

建築物大修繕工事に耐震性能確保のための工事が含まれた場合、耐震性能の確保と関連のない工事費用まで争点規定により取得税を減免することができるかどうか（取消）

租審 2020 ジ 0540、2021.4.15.

- 「地方税特例制限法」第47条の4第1項第2号で「建築法」上の構造安全の確認対象ではなかった建築物が大修繕により「地震・火山災害対策法」第16条の2により耐震性能の確認を受けた場合、取得税を免除すると規定しているだけで、耐震性能を確保するための部分に限定して免除するとは規定していない点、上記の規定の新設趣旨が「建築法」第48条第2項による構造安全の確認対象ではないか、建築当時に「建築法」上の構造安全の確認対象ではなかった建築物に対して地方税の支援を通じて耐震性能確保建築物を拡大させるためである点等から見て、取得税等の減免範囲を耐震性能の確保のために所要された工事費用のみに限定すると見ることができないため、処分庁が同件取得税等の更正請求を拒否した処分は正しくないと判断される。

争点仕入先の付加価値税の貸倒税額控除による後続措置として請求法人の仕入税額を減算して付加価値税を課税した処分の当否（棄却）

租審 2020 ジョン 1504、2021.4.21.

- 請求法人は更生債権額は回収不能債権ではないため、争点仕入先に対する貸倒税額控除は不当であると主張するが、更生債権額に代わり新たに発行された株式はそのまま消却されて更生不能と確定されたと見える点、仮に争点仕入先が出資転換により取得した株式を通じて売上債権を回収したと見る場合、争点仕入先は当該株式の無償消却による損失に加えて請求法人との取引で徴収できなかった付加価値税額まで負担する一方、請求法人は出資転換により債務免除という利益を得たことに止まらず、回収不能として確定された債権であることから付加価値税が徴収される可能性もなく、自身が負担してもない付加価値税額を仕入税額控除まで受けることになって、租税負担の不均衡が発生するようになること等に照らし合わせると更生債権額は回収不能債権ではないため、争点仕入先に対する貸倒税額控除は不当であるという請求法人の主張は受け入れることが難しい。よって、処分庁が、争点仕入先が更生債権額に対して貸倒税額控除の適用を受けることにより当該貸倒税額控除分を請求法人の仕入税額から減算して付加価値税を課税した同件処分は正しいと判断される。

都市環境整備事業の施行により取得した土地を「地方税特例制限法」第 74 条第 3 項第 1 号により取得税を減免すべきという請求主張の当否（取消）

租審 2021 ジ 0437、2021.4.21.

- 同件土地の取得当時に施行中であった「土地及び住居環境整備法」によると、従来の都市環境整備事業も再開発事業に含まれるため、取得税減免対象である再開発事業には従来の都市環境整備事業が含まれると見るべき点、「土地及び住居環境整備法」の改正により住宅再開発事業等が再開発事業に統合されたという理由で「地方税特例制限法」第74条第3項第1号の取得税減免対象から都市環境整備事業を除外することは法的安定性の側面で見られにくい点等から見て、請求法人が都市環境整備事業に使用するために取得した同件土地は「地方税特例制限法」第74条第3項第1号による取得税減免対象と言えるため（租審2019ジ1668）、処分庁が同件取得税等の更正請求を拒否した処分は正しくないと判断される。

[例規]

非営利法人が「緊急災難寄付金の募集及び使用に関する特別法」により受け取った寄付金に対して法人税が課税されるかどうか等

書面-2020-法人-3408、2021.3.3.

- 非営利内国法人が業務と直接関係なく無償で受け取った資産の価額は非収益事業に属するため、法人税課税対象ではなく、無償で受け取った資産を収益事業に使用する場合、当該資産の価額は法人税課税対象に該当しない。

産業団地内の土地を取得して工場用建築物を建築したが、その敷地の一部が取得税減免猶予期間が経過した後引き続き更地の状態であっても、全体土地が工場立地基準面積以内であれば減免税額追徴が除外されるかどうか

地方税特例制度課-626、2021.3.12.

- 「地方税特例制限法（2014.12.31.法律第 12955 号に改正される前のもの）」第 78 条第 4 号により、取得税の減免を受けた土地が、単一筆の工場用地として一つの垣根に囲まれており、出入口が一つである工場の境界区域内に所在する土地であるため、たとえ財産税分離課税または工場立地基準告示の工場用途の基準面積以内であっても、取得税減免猶予期間（3 年）が経過した後である当該課税官庁の現場調査日当時まで草木が生い茂っている等、更地の状態で継続して放置されていたのであれば、これは当該工場用建築物の効用及び便益のために直接使用されると見ることは難しいため、減免税額の追徴対象に該当する。

中小企業猶予期間を適用することができるかどうか

企画財政部租税特例制度課-360、2021.5.7.

- 中小企業であった法人が 2012 年 1 月 1 日以降、関係企業制度の施行により中堅企業になった後、「中小企業基本法施行令」別表 1 による主な業種別平均売上高等の中小企業規模基準が改正（2015 年 6 月 30 日）されて再び中小企業になったが、平均売上高が増加したことにより中堅企業に戻った場合、中小企業猶予期間を適用することができる。

「租税特例制限法」第 16 条の 4 により適格ストック・オプションを行使したが、そのうち一部の株式を行使日から 1 年が経過する前に処分する場合における課税特例適用範囲

事前-2021-法令解釈所得-0260、2021.5.11.

- 「租税特例制限法」第 16 条の 4 によりストック・オプション行使利益に対する課税特例適用を申請したベンチャー企業の役員・職員が適格ストック・オプション行使により取得した株式を行使日から 1 年が経過する前に一部処分する場合、課税特例適用を申請したストック・オプション行使利益に対して「所得税法」第 20 条、または第 21 条により所得税として課税するものである。

国内事業場を有していないオランダ法人に船舶用タンクコンテナを賃借して支払う対価の所得区分及び源泉徴収方法

書面-2021-国際税源-1348、2021.5.13.

- 船舶用タンクコンテナの賃貸業を営為する、国内事業場を有していないオランダ法人が内国法人にタンクコンテナを賃借して受け取った対価は「韓・オランダ租税条約」第 12 条による使用料所得に該当し、当該所得は「法人税法」第 98 条の 7 により「韓・オランダ租税条約」第 12 条による税率（10%、住民税を含む）が適用される。

本資料は一般的な内容を取り扱っており、如何なる企業や個人の特定問題に対する解答を提供するものではありません。本資料の内容に関連して意思決定が必要な場合には必ず弊事務所の専門家とご相談ください。

KPMG 三晷会計法人 Tax 3 本部

李相武 (イ・サンム) sangmoolee@kr.kpmg.com

金町恩 (キム・ジョンウン) jungeunkim@kr.kpmg.com

呉翊煥 (オ・イクファン) ikhwanoh@kr.kpmg.com

© The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Samjong Accounting Corp., a Korea Limited Liability Company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.